

令和 年(家)第 号

婚姻関係財産一覧表

令和 年 月 日 申立人 記入
令和 年 月 日 相手方 記入

不動産の評価時点は現在の時価で
ず。直近の評価額を入力してください。

妻名義の資産・負債 (基準時・令和 年 月 日)

番号	項目	妻主張額	証拠	妻の主張	夫主張額	証拠	夫の主張
1	不動産						
1-1	岡山市〇区〇〇〇番地1(建物) 共有持分2分の1	¥5,000,000	甲1	R3固定資産税評価額1000万円	¥5,000,000		認める
1-2							
2	預貯金						第三者名義(子の名義など)の財産で、財産分与の対象となるものについては、それがわかるように記載してください。
	金融機関名	種目・口座番号					
2-1	〇〇銀行〇〇支店	9876543	¥4,000,000	甲2			
2-2	△△銀行△△支店	7654321	¥2,000,000	甲3			
2-3	□□銀行□□支店	2468024	¥0	夫婦共有財産ではない	¥2,000,000	乙1	長女名義
2-4							
2-5							
3	保険						
	保険会社	種別・証券番号					
3-1							
3-2							
3-3							
4	退職金						
4-1							
5	有価証券						
	銘柄	数量					
5-1							
5-2							
5-3							
6	その他の資産						
6-1							
6-2							
	資産合計	¥11,000,000			¥7,000,000		
7	負債						
	金融機関名	内容					
7-1							
7-2							
	負債合計	¥0			¥0		
	妻名義の資産・負債の合計	¥11,000,000			¥7,000,000		

住宅ローンがある場合であっても、不動産の評価額をそのまま入力し、住宅ローンの残額は住宅ローンの欄に入力してください。

夫名義の資産・負債 (基準時・令和 年 月 日)

番号	項目	妻主張額	証拠	妻の主張	夫主張額	証拠	夫の主張
1	不動産						
1-1	岡山市〇区〇〇〇番(土地)	¥10,000,000	甲4, 5	R3固定資産税評価額1500万円 購入額3000万円のうち妻の両親から1000万円の援助を受けており、現在の評価額の3分の1は妻の特有財産である。	¥15,000,000		特有財産についての主張は争う
1-2	岡山市〇区〇〇〇番地1 共有持分2分の1	¥5,000,000	甲1	R3固定資産税評価額1000万円	¥5,000,000		認める
2	預貯金						特有財産についての主張がある場合には、主張の骨子を入力し、評価額は、当該主張に基づく金額を入力してください。
	金融機関名	種目・口座番号					
2-1	〇〇銀行〇〇支店	1234567	¥2,000,000	認める	¥2,000,000	乙2	
2-2	△△銀行△△支店	2345678	¥3,000,000	認める	¥3,000,000	乙3	
2-3							
2-4							
2-5							
3	保険						
	保険会社	種別・証券番号					
3-1	〇〇生命	345-678910	¥4,500,000	甲8	¥4,500,000		認める
3-2							
3-3							
4	退職金						
4-1	株式会社■■■		¥20,000,000	認める	¥20,000,000	乙4	
5	有価証券						
	銘柄	数量					
5-1							
5-2							
5-3							
6	その他の資産						
6-1	自動車(岡山500-い-1234)	¥300,000	甲11	見積もりによれば30万円程度の価値はある。	¥0	乙5	登録後10年以上経過しており無価値である。
6-2							
	資産合計	¥44,800,000			¥49,500,000		
7	負債						
	金融機関名	内容					
7-1	〇〇銀行	住宅ローン(1-1,1-2)	¥-10,000,000	甲12	¥-10,000,000		認める
7-2	株式会社〇〇	生活費	¥0	夫の浪費によるものであり、考慮すべきでない。	¥-2,000,000	乙6	
	負債合計	¥-10,000,000			¥-12,000,000		
	夫名義の資産・負債の合計	¥34,800,000			¥37,500,000		

負債は、マイナスをつけて入力してください。

夫婦の資産・負債の合計	¥45,800,000			¥44,500,000
夫婦の資産・負債の半額	¥22,900,000			¥22,250,000

婚姻関係財産一覧表 入力上の注意点

令和3年2月 岡山家庭裁判所

1. 入力の仕方

- (1) 基準時（原則として別居時）に存在していた財産について、その内容と評価額を入力し、裏付けとなる証拠資料を添付してください。
- (2) 証拠資料は、右上に符号（申立人の場合は、甲1，甲2・・・。相手方の場合は、乙1，乙2・・・。）を記載し、関係する財産の行にその符号を入力してください。
- (3) 行が足りない場合には、適宜行を追加してください。
- (4) 表計算機能を利用するため、主張額欄には記号・数字以外は入力しないでください。

2. 基準時

対象となる財産を決める基準時は、原則として夫婦の経済的協力関係が失われた別居時になります。基準時に争いがある場合には、シートをコピーし、基準時を別とした一覧表をもう一つ作成してください。

3. 対象となる財産

- (1) 婚姻中に取得した財産で、基準時に存在していた財産は、原則として財産分与において考慮すべき対象になります。
- (2) 第三者の名義になっている財産（子名義の預金など）について、財産分与の対象となるものは、当該財産を管理している者の財産として表に入力してください。

4. 不動産

- (1) 不動産は、全部事項証明書（不動産登記）及び固定資産評価証明書を必ず提出してください。固定資産評価額とは異なる評価額を主張する場合には、その資料

(鑑定書等)も提出してください。

(2) 不動産の評価額は、現在の時価(固定資産税評価額等)となります(別居後売却された場合には当該売却額)。主張欄にその評価時点を入力してください。住宅ローンがある場合には、別途負債の欄に基準時の残額を入力し、不動産の評価額から控除しないようにしてください。

※住宅ローンの取り扱いとしては、①不動産を積極財産、債務を消極財産と分けて評価(計上)する考え方と、②不動産と債務を一体評価(計上)する考え方とがありうるのところ、本一覧表では、ひとまず①の考え方に従って入力をお願いします。実際の財産分与に当たって①、②のいずれの考えを採用するかは事件を担当する裁判官(又は調停委員会)の判断事項になります。

(3) 特有財産に関する主張がある場合は、主張欄に入力してください。

6. 預貯金について

(1) 預貯金の金額は、基準時の残額を入力してください。

(2) 添付資料として、預金通帳があれば預金通帳を、ない場合には取引履歴を提出してください。預金通帳を提出する場合には、金融機関名、支店名、名義人、口座番号が分かるように表紙及び1ページ目もコピーしてください。預金通帳、取引履歴のいずれについても、基準時時点の残高が分かるようにしてください(それ以外の部分はマスキングしても差し支えありません。)

7. 保険について

(1) 生命保険、学資保険等の保険の評価額は、基準時の解約返戻金の金額を記入してください。

(2) 添付資料として、保険契約の特定に関する資料(保険証券など)及び評価に関する資料(解約返戻金の通知など)を提出してください。

8. 退職金について

- (1) 退職金は、定年までの期間の長短にかかわらず、基準時の時点で自己都合退職した場合に支給される金額に在職期間のうち婚姻から基準時までの期間が占める割合を掛けた金額を記載してください。

退職金の評価額＝基準時に自己都合退職した場合の金額

×婚姻から基準時までの期間（月数）／在職月数

- (2) 添付資料として、退職金支給（見込）額証明書、退職金支給規定など、退職金の支給があること及び退職金の算出根拠が分かる資料を提出してください。

9. 有価証券

- (1) 有価証券の数量は基準時の数量を、評価額については直近のものを入力してください。
- (2) 添付資料として、基準時における金融商品の内容・口数（株数）の分かるものと、直近の評価額が分かる資料を提出してください。

10. 負債

- (1) 負債は、基準時の残高を、マイナスをつけて入力してください。
- (2) 添付資料として、基準時の残高の分かる償還予定表や残高証明書を提出してください。

11. 分与割合について

財産の分与割合に関する主張（財産形成に対する寄与割合の主張だけでなく、別居前の財産の持出しや別居後の預貯金の払戻しなどの主張も含む。）については、本一覧表には記入せず、別途主張書面を提出してください。

以 上